

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正に向けた 検討について

令和7年5月14日

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 性感染症に関する特定感染症予防指針	3
2. 性感染症の発生動向	8
3. 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正に向けた各論点の整理 . .	14

1. 性感染症に関する特定感染症予防指針	3
2. 性感染症の発生動向	8
3. 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正に向けた各論点の整理 . .	14

特定感染症予防指針

特定感染症予防指針とは

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第二章第十一条において、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る**原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針を作成し、公表するもの**とされている。
- 厚生労働省令において、特定感染症予防指針を作成する感染症の中に、**性感染症に加えて、後天性免疫不全症候群、結核、麻しん、風しん**等がある。
- **性感染症の中では、（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症）が規定されている。**

性感染症に関する特定感染症予防指針

性感染症に関する特定感染症予防指針について

- 性感染症に関する特定感染症予防指針（平成12年厚生省告示第15号。以下「性感染症予防指針」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第11条第1項に基づき作成された指針である。
- 性感染症予防指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときはこれを改正していくこととされており、今般、我が国における性感染症の動向、性感染症対策の問題点及び状況の変化等を踏まえ再検討を行い、必要に応じて性感染症予防指針を改正することとしたい。

現在の指針の項目

<p>前文</p> <p>第一 原因の究明</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原因の考え方 二 発生動向の調査の活用 三 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化 	<p>第四 研究開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的考え方 二 検査や治療等に関する研究開発の推進 三 発生動向等に関する疫学研究の推進 四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究 五 研究評価等の充実
<p>第二 発生の予防及びまん延の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的考え方 二 普及啓発及び教育 三 検査の推奨と検査機会の提供 四 相談指導の充実 	<p>第五 国際的な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的考え方 二 諸外国との情報交換の推進 三 国際的な感染拡大抑制への貢献
<p>第三 医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的考え方 二 医療の質の向上 三 医療アクセスの向上 	<p>第六 施策の評価及び関係機関等との連携の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的考え方 二 本指針の進捗状況の評価及び展開

- 性感染症に関する特定感染症予防指針は直近では、平成30年1月18日に改正。



前回の性感染症予防指針改正内容（平成三十年）

1. 改正の趣旨

性感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項に規定する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症をいう。）は、若年層における発生の割合が高いことや梅毒報告数の増加が指摘されていた。こうした状況を踏まえ、重点的に取り組む新たな対策を中心に、社会全体で総合的な性感染症対策を実施していくため、本指針が改正された。

2. 主な改正事項

- 全数把握疾患である梅毒については、報告数のうち多数を占める男性の増加とともに、女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指摘されていることを明記。（前文関係）
- 国が都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押しする。
（第二 発生の予防及びまん延の防止）
- 国は普及啓発・教育を行う者が正しい理解を深められるよう、普及啓発に利用可能な資材の開発等を支援する。
（第二 発生の予防及びまん延の防止）
- 個人個人においてどのようなタイミングで検査が必要なのか、様々な機会を通じて若年層も含め広く国民に啓発する。（第二 発生の予防及びまん延の防止）
- 標準的な診断や治療の指針等について積極的な情報提供を行い、医療従事者に対する普及啓発を図る。
（第三 医療の提供）
- 発生動向の多面的な把握のため、疫学研究を強化する。（第四 研究開発の推進）
- 薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する治療方法等に係る研究開発を推進する。（第四 研究開発の推進）
- 海外で使用されている治療薬を国内に導入していくなど、海外との格差を是正する。（第四 研究開発の推進）

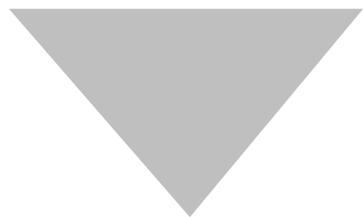
性感染症に関する特定感染症予防指針改正に係る小委員会

指針改正までの流れ

前回(平成30年)

エイズ・性感染症に関する小委員会（4回）

- ①発生動向を含めた現状説明及び研究班からの報告
- ②前回までの議論を踏まえ、課題抽出、論点整理（項目毎の論点提示）
- ③予防指針の改正イメージを作成し議論
- ④予防指針の改正案を作成し、議論



厚生科学審議会（感染症部会）

小委員会作成の予防指針改正案について審議

今回

性感染症予防指針の見直しに向けた打合せ会(2回)

- ①発生動向を含めた現状説明(厚労省)及び委員・参考人からの説明
- ②前回の議論、現状からの課題を踏まえ論点整理



エイズ・性感染症に関する小委員会

- ①予防指針の改正イメージを作成し議論（構成案を提示）（R7.5.14）
- ②予防指針の改正案を作成し議論（改正案文を提示）（時期未定）



厚生科学審議会（感染症部会）

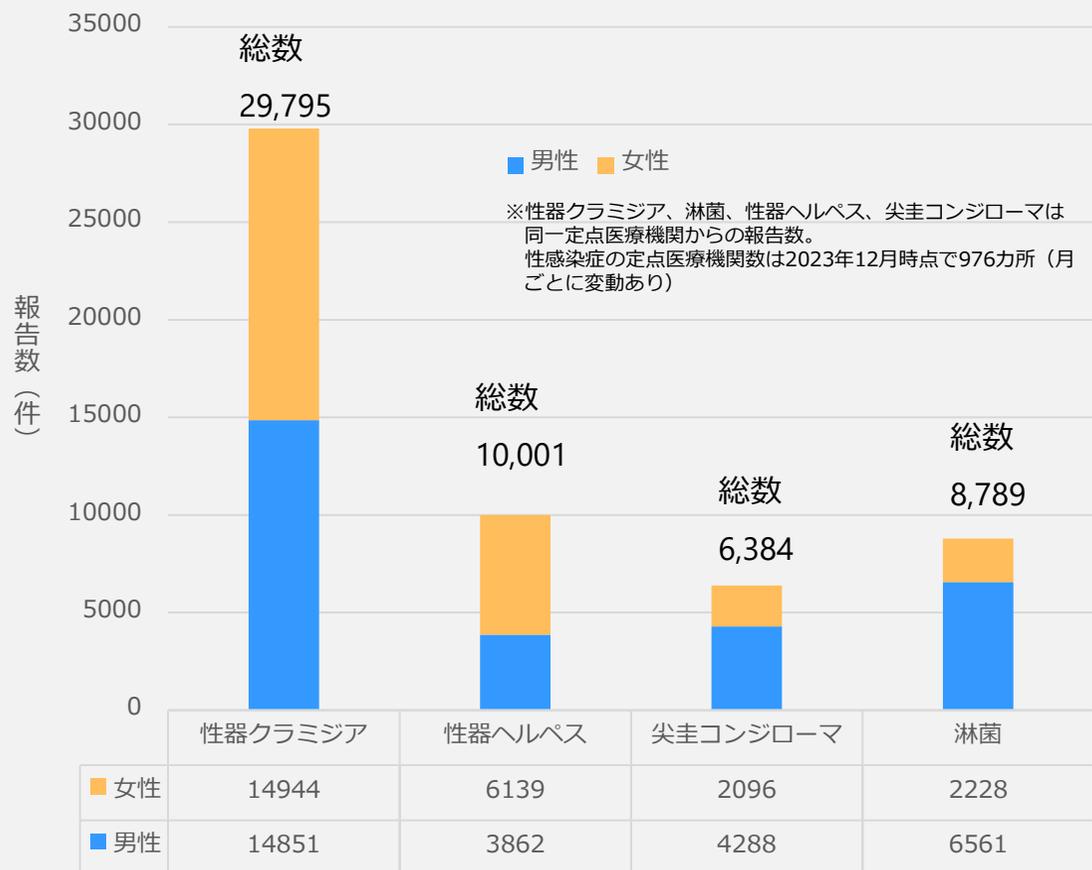
小委員会作成の予防指針改正案について審議

1. 性感染症に関する特定感染症予防指針	3
2. 性感染症の発生動向	8
3. 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正に向けた各論点の整理	14

日本の性感染症の発生動向（1）

2024年 性感染症定点把握疾患及び梅毒の報告数

性感染症定点医療機関からの報告数



※「感染症発生動向調査」
2025年1月10日時点集計値（暫定値）

梅毒の全数報告数



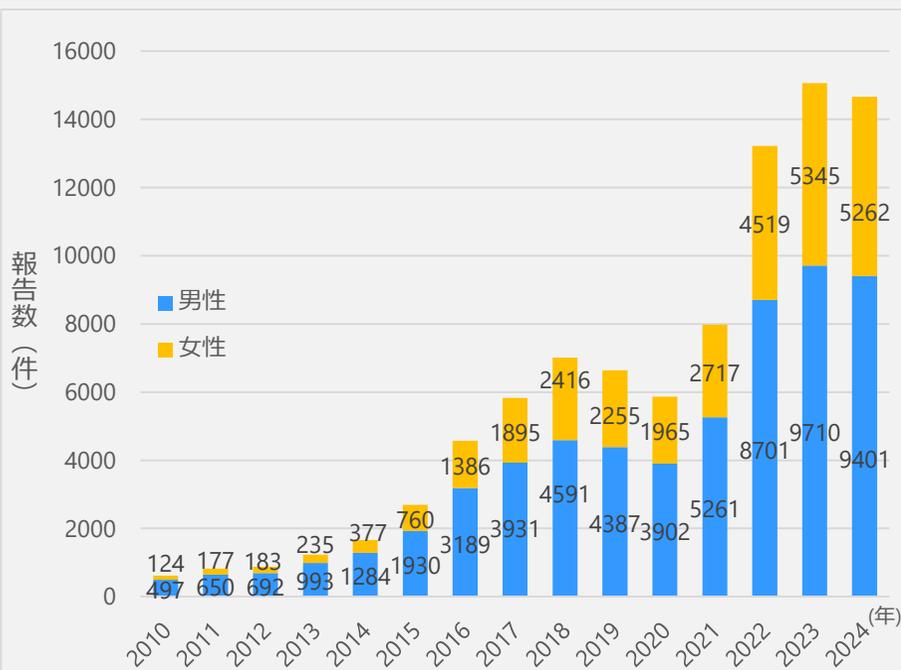
※「感染症発生動向調査」
2024年の報告数（暫定値）は、2025年1月7日までに届出のあった報告数であり、第52週（2024年12月23日～2024年12月29日）までに診断されていたとしても遅れて届出のあった報告は、含まない。

日本の性感染症の発生動向（２） ～梅毒について①～

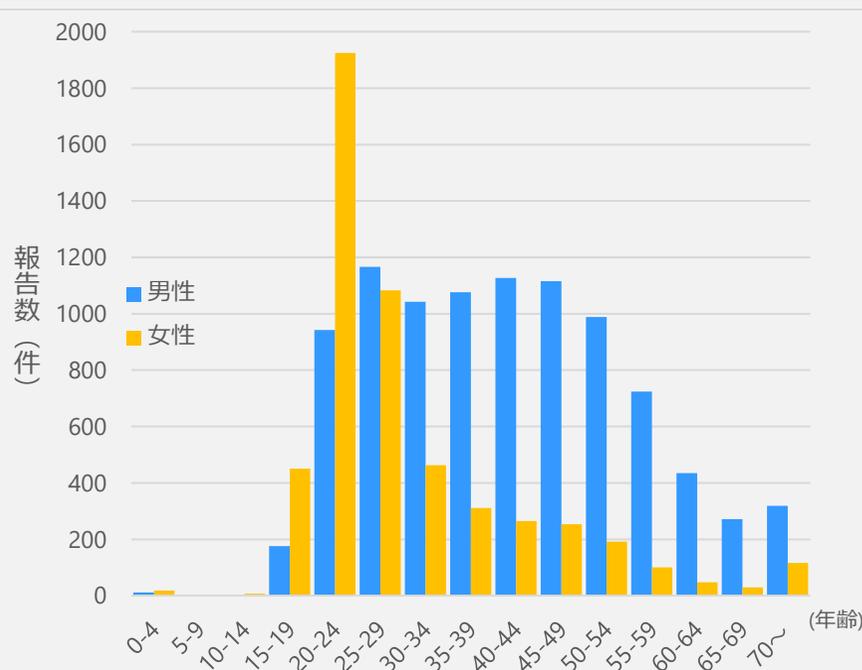
近年の梅毒報告数の動向

- 梅毒の発生報告数は、近年は増加傾向にある。
- 2014年の約1,700件から2018年に約7,000件となるまで年々増加し、2022年の報告数は10,000件を超えた。
- 2024年の報告数（暫定値）は1万4,663人であり、感染症法上の届出を開始して以降、最多となった2023年の報告数をやや下回った。
- 年齢階級別にみると女性は20代に多く報告されているが、男性は20代から50代までの幅広い層を中心に報告されている。

● 梅毒患者の報告数（2010～2024年）



● 年齢階級別・性別報告数（2024年）



※「2023年感染症発生動向調査事業年報年報」厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、国立感染症研究所感染症疫学センター（2025年3月10日公開）

* 2024年の報告数は、2025年1月7日までに届出のあった報告数（暫定値）であり、第52週（2024年12月23日～2024年12月29日）までに診断されていたとしても遅れて届出のあった報告は、含まない。

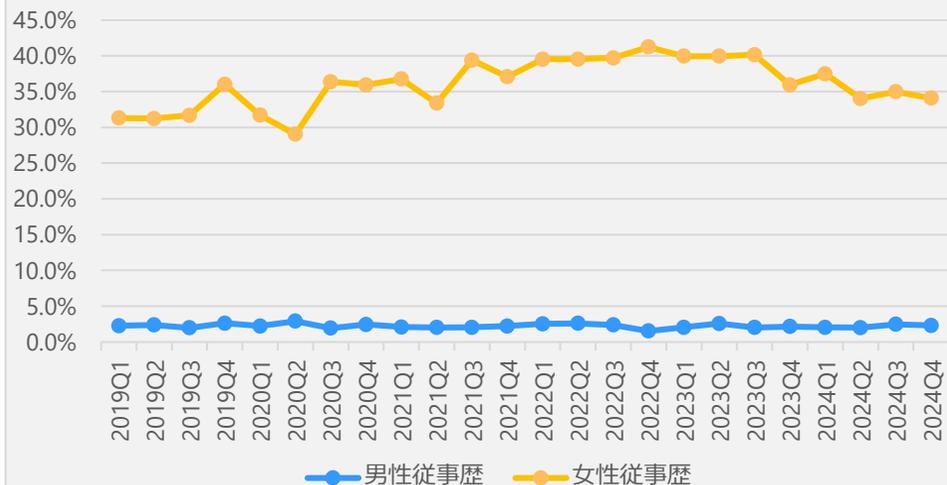
* 2022年の報告数は、性別不明の1名を除く。

日本の性感染症の発生動向（2） ～梅毒について②～

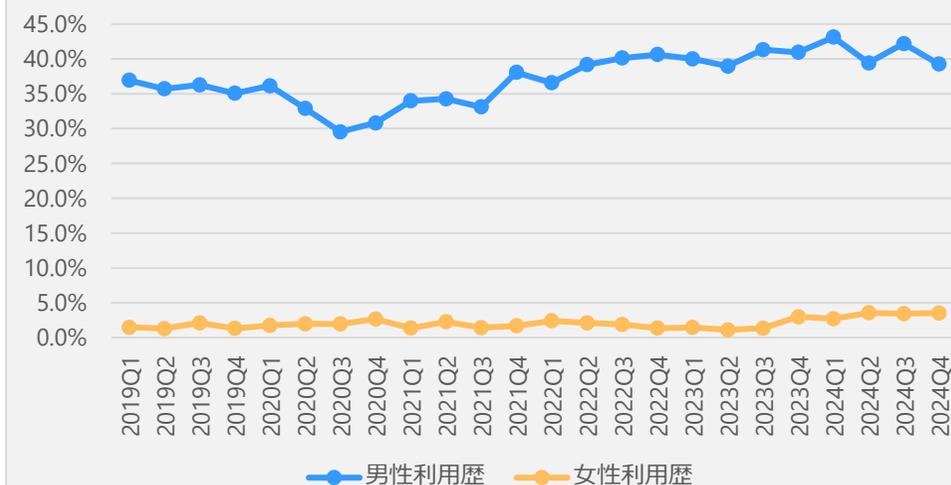
近年の梅毒報告数の動向について

- 2019年1月、梅毒の発生届に性風俗産業の従事歴・利用歴の欄等が記載項目として追加された。
- 風俗従事歴では、男性は2%前後で推移しているのに対し、女性はおおむね30%～40%で推移している。
- 風俗利用歴では、女性は約1～3%で推移しているのに対し、男性は2020年第2四半期に35%を下回ったが、2021年第4四半期に再度35%を上回り2022年第4四半期には40%を超え上昇している。

診断時から直近6ヶ月以内の風俗従事歴



診断時から直近6ヶ月以内の風俗利用歴

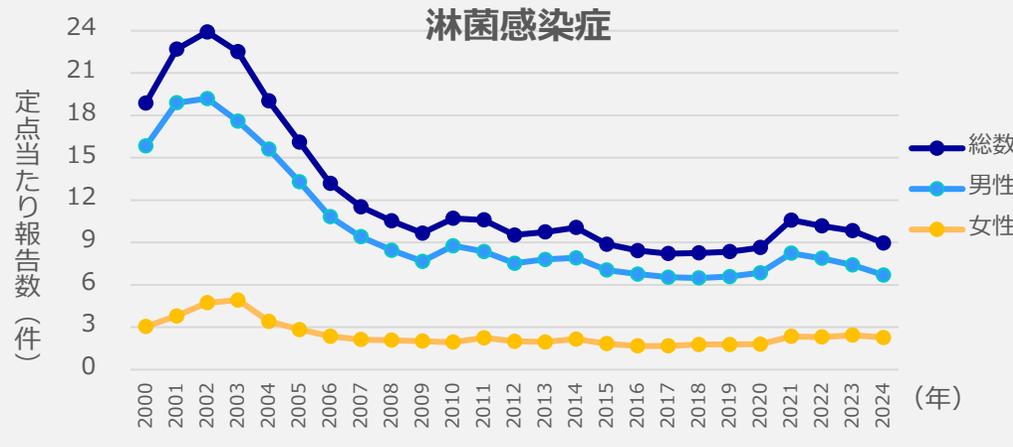
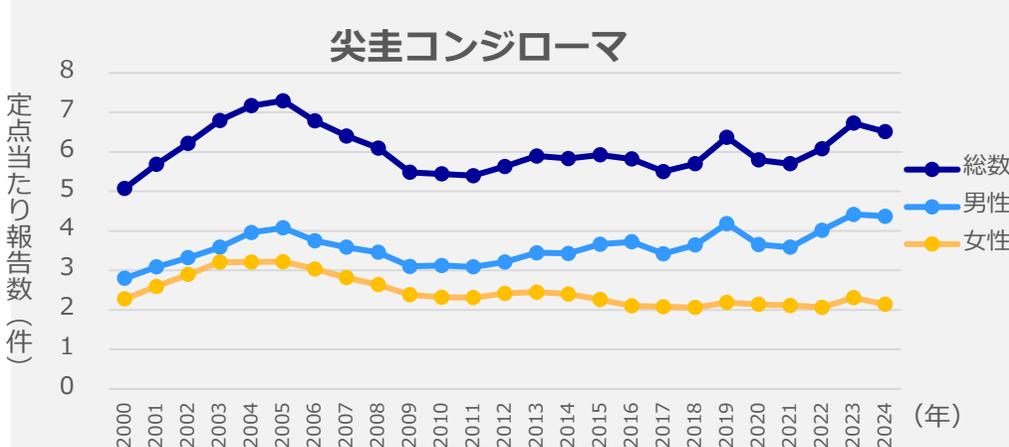
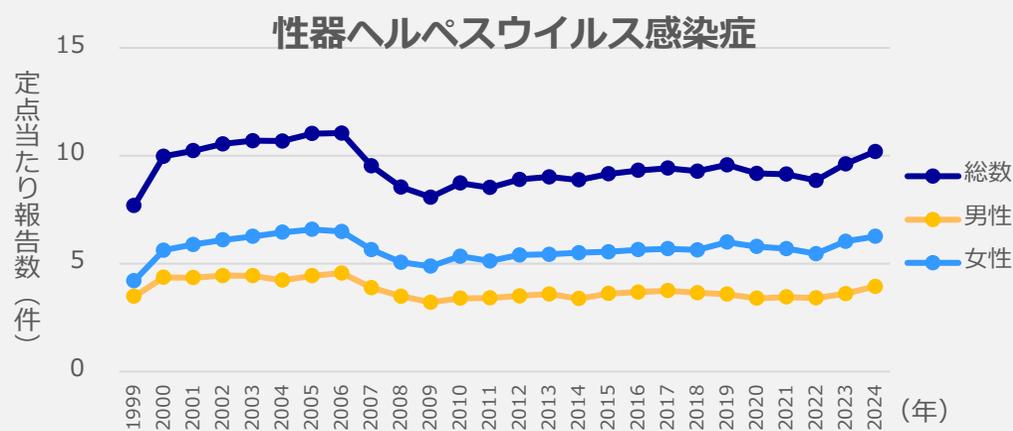
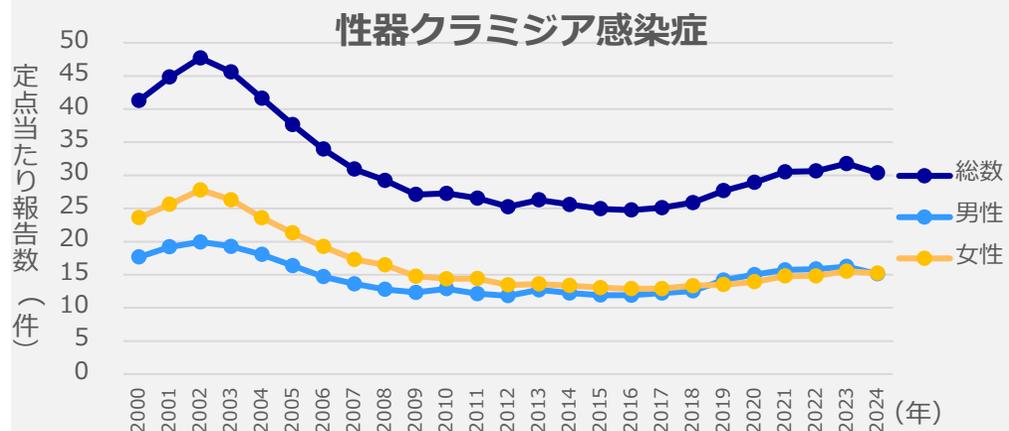


※国立感染症研究所「日本の梅毒症例の動向について」より作成。当回答項目には風俗従事歴・利用歴の有り、無しに加え、不明、空欄も含まれている。

* 2024年の報告数（暫定値）は、2025年1月7日までに届出のあった報告数であり、第52週（2024年12月23日～2024年12月29日）までに診断されていたとしても遅れて届出のあった報告は、含まない。

日本の性感染症の発生動向（3） ～性感染症の定点あたりの患者報告数～

- 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、感染症法の定点把握対象疾患で、地方自治体が定めた性感染症定点医療機関数は全国に約1,000カ所あり、感染症発生動向調査として毎月、報告されている。
- 性器クラミジア感染症、淋菌感染症では過去10年間で10代後半の定点あたり報告数は横ばいであるが、20代では増加している。



「2022年 感染症発生動向調査事業年報」厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・国立感染症研究所感染症疫学センター（2024年4月15日発行）
 ※ 感染症発生動向調査事業年報確定値 *2024年報告数は暫定値（2025年1月10日時点）

先天梅毒について

基本情報

- 病原体である梅毒トレポネーマが、罹患した妊婦の胎盤を通じて胎児に感染することにより、先天梅毒、流産、死産が生じる。
- 妊婦が無治療の場合には、40%の児が死亡する可能性がある。
- 先天梅毒は、感染症法上の5類感染症（全数把握疾患）である梅毒の一病型として、診断した医師に届出が義務づけられている。

症状

- 出生時は、約2/3が無症状で身体所見も正常。
- 出生後すぐに皮膚病変、鼻閉鼻汁、リンパ節腫脹、肝脾腫などを発症。

予防

- 梅毒感染妊婦に対しては、先天梅毒の予防として適切な抗菌薬治療（注射薬又は内服薬）を分娩4週間前までに完遂する。
- 梅毒感染妊婦に対しては、ベンジルペニシリンベンザチン筋注剤は高い予防効果が期待できる（内服薬は一定の頻度で予防失敗）。

感染動向

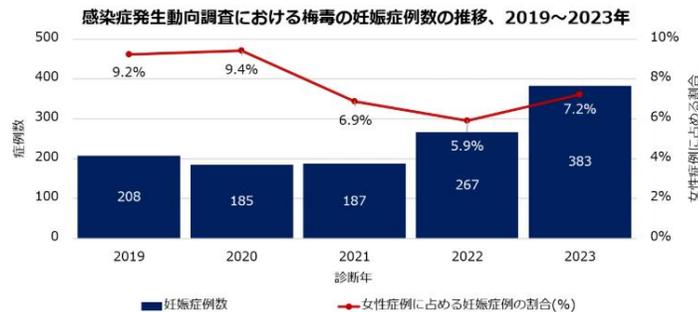
- 梅毒報告数の増加に伴い、2022年、2023年の診断年別妊娠症例数は、2019～2021年の年間200例前後と比べて大幅に増加した。先天梅毒の年間報告数もこれまで20例前後であったが、2023年の報告数は37例（暫定値）に増加し、2024年では30例（暫定値）の届出がされている。
- 近年の傾向として、異性間性的接触に伴う梅毒症例数の増加が認められており、女性症例の年齢分布は20代に多い。
- 国内の梅毒症例には、性風俗産業の従事歴、利用歴のある症例が一定数報告されている。

● 先天梅毒の報告数（2010～2024年）



※「2022年 感染症発生動向調査事業年報」厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・国立感染症研究所感染症疫学センター（2024年4月15日発行）
※2023年、2024年の報告数は、2025年1月7日までに届出のあった報告数（暫定値）であり、第52週（2024年12月23日～2024年12月29日）までに診断されていたとしても遅れて届出のあった報告は、含まない。

● 感染症発生動向調査における梅毒の妊娠症例数の推移（2019～2023年）



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
妊娠症例数	208	185*	187	267	383
女性症例数 (15～44歳)	1,887	1,656	2,314	3,964	4,546
女性症例数	2,255	1,965	2,717	4,519	5,298

※15歳未満の症例を1例含む
2019～2022年は年報確定データ、2023年は2024年1月5日時点暫定データ
2023年3月より感染症発生動向調査システムにおいて「妊娠の有無（女性のみ）」の欄が加えられた
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/syphilis-m-3/syphilis-idwrs/12628-syphilis-20240411.html>

1. 性感染症に関する特定感染症予防指針	3
2. 性感染症の発生動向	8
3. 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正に向けた各論点の整理	14

性感染症予防指針の改正に向けた主な論点

第1回打合せ会（令和6年6月6日）

以下の論点について、現状や課題について議論のうえ、本指針改正内容の方向性について確認

1. 梅毒に関する主な論点

- ①梅毒の流行実態及びリスク因子の更なる把握
- ②梅毒の標準的な診断法・治療法の推進
- ③先天梅毒及び妊婦梅毒の実態把握

2. 性感染症全体に関する主な論点

- ①個別施策層の設定及び、社会的背景に配慮した施策の実施
- ②性行為感染することが指摘されている他の感染症の取扱い
- ③性感染症定点疾患の設定
- ④関係省庁や関係機関の役割、連携体制
- ⑤保健所における検査
- ⑥梅毒以外の診断・治療の標準化・周知
- ⑦新たな研究領域（曝露後予防、ナッジ等）の推進
- ⑧HIV以外の性感染症の疫学・公衆衛生研究の推進
- ⑨本指針の進捗評価

第2回打合せ会（令和6年7月4日）

以下の論点について、改正案を提示し、協議

1. 梅毒に関する主な論点

- ①梅毒の流行実態及びリスク因子の更なる把握
- ②梅毒の標準的な診断法・治療法の推進
- ③先天梅毒及び妊婦梅毒の実態把握

2. 性感染症全体に関する主な論点

- ①個別施策層の設定及び、社会的背景に配慮した施策の実施
- ②性行為感染することが指摘されている他の感染症の取扱い
- ③性感染症定点疾患の設定
- ④関係省庁や関係機関の役割、連携体制
- ⑤保健所における検査
- ⑥梅毒以外の診断・治療の標準化・周知
- ⑦新たな研究領域（曝露後予防、ナッジ等）の推進
追加論点：セフトリアキソン耐性淋菌の拡大防止
- ⑧HIV以外の性感染症の疫学・公衆衛生研究の推進
- ⑨本指針の進捗評価

今回の主な論点

- ① 性感染症罹患リスク者と指針の対象者層
- ② 性感染症疾患の実態把握
- ③ 標準的な診断法・治療の推進
- ④ 検査の奨励と検査機会の提供
- ⑤ 普及啓発及び教育
- ⑥ 性感染症に関する関係省庁や関係機関の役割、連携体制
- ⑦ 研究開発の推進

主な論点 ① 性感染症罹患リスク者と指針の対象者層

背景

- 性感染症予防指針の前文においては、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症は、性器、口腔等による性的な接触を介して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する可能性がある感染症であり、「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題である」と記載されている。
- 日本でのHIV/エイズの新規感染者報告数は、多くが男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men; MSM）である。
- 地方公共団体やHIV陽性者等で構成されるNGO等が行うHIV/エイズについての正しい知識の普及啓発活動等においては、ケアサポート経験の豊富な民間企業やNGO等が大きな役割を担っており、性感染症における普及啓発においても重要であることが推察される。

主な意見

- HIVでは個別施策層を設定しているが、性感染症においても、社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。
- 生殖年齢にある男女のみならず、妊婦及びMSMなど多様性に対する合理的な配慮が必要である。
- 個別施策層への対策を強化しすぎるあまりに、他の層における性感染症への意識が損なわれないような配慮も必要である。
- 当事者支援団体を含む非営利組織及び非政府組織（以下「NGO等」という。）との連携について、より具体的に記載することが望ましい。

改正の方向性（案）

- 現指針に記載の性感染症は「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題」から、「性的接触のある全ての人々における大きな健康問題」に修正してはどうか。
- 生殖年齢の女性や妊婦、性産業従事者及びその利用者、MSM等についても発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発や対策を講じる重要性について言及してはどうか。
- 性感染症予防、まん延防止や適切な医療の提供、正しい知識の普及のために、「NGO等」との連携について適所に記載してはどうか。

主な論点 ② 性感染症疾患の実態把握

背景

- 梅毒は、1999年4月から感染症法により5類感染症全数把握対象疾患に定められ、診断した医師は7日以内に管轄の保健所に届け出ることが義務づけられた。
- 2019年より、梅毒の届出様式に、性風俗産業の従事歴・利用歴（直近6か月以内）の有無、口腔咽頭病変の有無、妊娠の有無、過去の感染歴（治療歴）、HIV感染症の合併の有無、の記載項目が追加された。
- 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、感染症法及び感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、指定届出医療機関（定点）から月ごとに届出が必要な5類感染症であり、指定届出医療機関は、月ごとに保健所に届出している。
- 梅毒の実態把握のために、以下の厚生労働科学研究（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）を行っている。
 - ・ **性感染症の発生動向に基づく効果的な性感染症予防に関する研究**（令和7年度～令和9年度 研究代表者：山岸 拓也）
様々な対策の礎になる性感染症疫学の把握のために、感染症発生動向調査の解析、罹患率や罹患リスク因子を明らかにする感染症発生動向調査を補足する疫学研究を実施している。

主な意見

- 梅毒や性感染症のトレンドは定点で把握できているが、自治体や関係団体からの協力を得た上で、より幅広く調査が行えるような体制を整備する。また、匿名医療保険等関連情報データベース（National Database :NDB）等のビッグデータの活用も検討のうえ、実態把握をより一層推進・強化していく必要がある。

改正の方向性（案）

- 定点医療機関からの報告に加え、NDBや各自治体の実施しているサーベイランスほか多様なデータを活用し、包括的な実態把握を進めていくことを追記してはどうか。
- 疫学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、多様な情報源や患者調査等を活用し、発生動向の分析を推進するために、「民間企業」や「NGO等」との連携について記載してはどうか。

主な論点 ③ 標準的な診断法・治療の推進

背景

○梅毒の発生報告数は近年増加傾向にある。梅毒では全身に様々な症状が出ることがあり、あらゆる診療科を受診する可能性がある。

○先天梅毒増加に伴い、「先天梅毒診療の手引き 2023」が公開された（日本小児感染症学会）。

○梅毒の医療の医療提供体制向上のために、以下の厚生労働科学研究を行っている。

・ **梅毒患者の実態把握および対策に資する研究**（令和5年度 研究代表者：山岸 由佳）

「梅毒診療ガイド第2版」及び「梅毒診療の考え方」を作成

・ **性感染症の発生動向に基づく効果的な性感染症予防に関する研究**（令和7年度～令和9年度 研究代表者：山岸 拓也）

包括的な梅毒診療の手引きを作成

・ **保健所等における性感染症の検査体制の改善と性産業を含むハイリスク層に向けた効果的な受検勧奨のための研究**

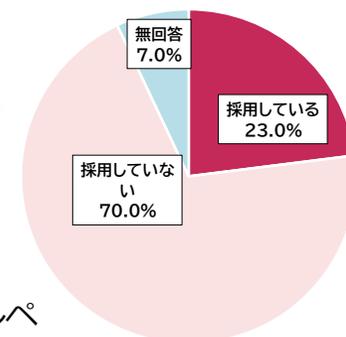
（令和4年度～令和6年度 研究代表者：渡會 睦子）

各保健所における性感染症検査体制等の実態把握

○感染症対策実態調査（2022年12月28日実施）において、定点医療機関における梅毒の筋肉注射薬（ベンジルペニシリンベンザチン水和物）の採用率は23%（n=560）となる。

厚生労働省における委託調査 （令和4度）

梅毒の治療について、梅毒の筋肉注射薬「ベンジルペニシリンベンザチン水和物」を採用しているか。



(n=560)

主な意見

○梅毒の症状は多岐に渡るため、眼科、産婦人科など、専門科に特化した内容も含め、包括的な診療のガイドラインが求められる。また、その展開方法もオンライン等でアクセスしやすい工夫が必要である。

○また、地域によっては、梅毒をはじめ性感染症の症例ケースが少ないため、医療従事者の育成する枠組みを検討すべきではないか。

○梅毒の注射薬の認知度は低いままであり、学会の記載状況も様々であるため、国際基準も見据えながら国が指針を示すべきではないか。

改正の方向性（案）

○梅毒の包括的かつ専門性に応じた診療の手引きを作成し、普及していくことを記載してはどうか。

○性感染症診療のための性感染症専門家及び一般の医療従事者への研修の強化を実施、また相談体制の確保をしていくよう記載してはどうか。

主な論点 ④ 検査の奨励と検査機会の提供

背景

○特定感染症検査等事業

- ・ 性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき、保健所において性感染症検査（梅毒、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症の5疾患）を実施し、性感染症検査及びその前後に相談指導をするための補助を行っている。

（補助先）都道府県、政令市、特別区 （補助率）1/2 （令和4年度実績）157自治体

- ・ コロナ禍においては、パンデミック対策のため検査事業継続が困難となり検査数が大幅に低下したため、各自治体で必要な検査体制を確保できるよう、外部委託等の積極的な活用を推奨してきた。

（令和3年3月11日事務連絡「保健所におけるHIV検査の実施について」等）

- ・ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針においては、「検査の外部委託等の検査の利用機会の拡大を促進するための取組を強化」が重要であると記載されており、外部委託等の促進を進めてきた。

○性感染症の検査等の啓発及び研究開発のために、以下の厚生労働科学研究を行っている。

・ HIV検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究

（令和4年度～令和6年度 研究代表者：今村 顕史）

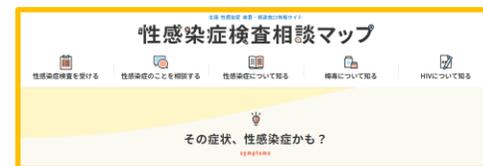
ウェブサイト「性感染症検査相談マップ」を作成

・ 保健所等における性感染症の検査体制の改善と性産業を含むハイリスク層に向けた効果的な受検勧奨のための研究

（令和4年度～令和6年度 研究代表者：渡會 睦子）

ハイリスク層である性産業従事者へ向けた性感染症や検査に関する研修会の実施

- 梅毒の報告数増加に伴い、令和6年8月に、性行動が活発なハイリスク層に向けたSNS広告及び風俗利用者にセグメントしたウェブ広告配信による、梅毒の知識の普及や受検勧奨を行った。広告の配信前後で、性感染症MAPへのアクセス数は顕著に増加し、一定の効果が得られた。



主な意見

- 感染症のまん延防止の一環として、保健所等における性感染症の検査体制をより確立させた上で、多様な層の実情やニーズに合わせた受検勧奨を実施すべきではないか。

改正の方向性（案）

- 今後の事業実施継続も考慮しつつ、保健所の検査体制を充実させるためにも、「検査の外部委託」の活用を促進することを追記してはどうか。
- 保健所等における検査の実施後、陽性の場合には医療に結び付けることを記載してはどうか。

主な論点 ⑥ 性感染症に関する関係省庁や関係機関の役割、連携体制

背景

〇こども家庭庁

- ・ 成育基本法を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すことを目的として性と健康の相談センター事業を実施している。実施主体を都道府県・指定都市・中核市とし、令和5年度の実施自治体は96自治体となっている。
- ・ 母子保健の観点から感染症に関する国民に対する正しい知識の普及啓発を実施している。
- ・ 令和5年度には、厚生労働省と連携の上、先天梅毒のリーフレットを作成し普及啓発を実施

〇内閣府では、政府広報オンラインにて性感染症の早期発見・治療の重要性をわかりやすく説明する動画や、性感染症の予防啓発に関する記事を公開している。

〇文部科学省では、妊娠・出産や性感染症等の内容を含む健康教育に関する教材を作成・周知している。

▼リーフレット

令和5年度作成

先天梅毒リーフレット（ナッジを活用）



▼政府広報ページ

暮らしに役立つ情報として、梅毒の特設ページを設置

〇政府広報オンライン

「梅毒患者が急増中！
検査と治療であなた自身と大切な人、
生まれてくる赤ちゃんを守ろう」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5789.html>



主な意見

〇令和5年度より、新たに「こども家庭庁」が設立されたため、連携が必要な関係省庁に含めるべきではないか。

改正の方向性（案）

〇母子保健と性感染症の観点で普及啓発等を推進するため、「こども家庭庁」を連携が必要な関係省庁として追記してはどうか。

主な論点 ⑦ 研究開発の推進

背景

- 淋菌の抗菌薬耐性は世界的に近年急増しており、治療の選択肢が減少している。
- 日本においては、2015年よりAMEDによる研究によって淋菌の薬剤耐性の調査が実施されており、得られたデータはWHOによって行われているグローバル薬剤耐性サーベイランスシステムにも報告されている。
- 淋菌はこれまで推奨薬とされてきた治療抗菌薬に対し耐性を獲得し、すでに有効な初期治療薬はCTRXとSPCMの2薬剤のみとなっており、近い将来さらに薬剤耐性を獲得し現在ある有効な治療法が喪失することが懸念されている。本課題に対する対策や他の性感染症の検査・予防等の研究開発のために、以下の研究を行っている。

厚生労働科学研究

・梅毒をはじめとする性感染症に関する実態把握及び対策の立案や評価に資する研究

(令和6年度～令和8年度 研究代表者：三嶋 廣繁)

クラミジア感染症の迅速診断法の開発、再発性性器ヘルペスの診療実態調査

・性感染症に関する特定感染症予防指針に基づく対策に関する研究 (令和3年度～令和5年度 研究代表者：三嶋 廣繁)

薬剤耐性淋菌の既存薬ならびに遺伝子学的診断法を併用した適切な治療法の開発

・梅毒の診療と予防の実践に関する研究 (令和6年度 研究代表者：山岸 拓也)

梅毒を中心とした予防内服のエビデンスのまとめ

振興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発促進研究事業 (AMED)

・薬剤耐性淋菌および*Mycoplasma genitalium*感染症の動向解析及び効率的な実態把握と治療の確立に資する研究

(令和6年度～令和8年度 研究代表者：明田 幸宏)

淋菌感染症・*M. genitalium*感染症治療薬候補物質の探索とその作用機序の解明

主な意見

- 薬剤耐性菌を持つ病原体への対策は重要なので、疫学研究や診断方法の開発など、追記してはどうか。
- 感染症発生動向調査以外の情報源を活用すべく、民間企業等も研究への協力を仰ぐことができるよう、指針に追記してはどうか。
- 現在記載の「ワクチンの開発の研究、予防方法の新たな可能性」と記載があるが、ワクチン以外の予防方法も念頭に、「新たな予防方法の可能性」と修正してはどうか。
- 性感染症曝露後予防について、研究を推進するとともに、学会等において予防に関する情報の発信等が重要である。

改正の方向性 (案)

- 薬剤耐性を持つ病原体への対策の観点から、既に指針に記載されている「治療薬の開発」に加え、「疫学研究」及び「診断方法の開発」の2点を追記してはどうか。
- 様々な情報を活用する観点から、「民間企業」や「NGO等」を盛り込み、「疫学者、都道府県、民間企業やNGO等」としてはどうか。
- 曝露後予防に関して、研究を推進する必要があることから、「治療」に加え、「予防」に関し記載してはどうか。